

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-583 改 0
提出年月日	平成 30 年 6 月 21 日

V-1-10-9 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画
非常用電源設備

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「非常用電源設備」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

東海第二発電所における「非常用電源設備」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、東海第二発電所における「非常用電源設備」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画」により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）」により示す。

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【非常用電源設備】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績(○) /計画(△)		備考
	◎:担当	○:関連供給者	◎:発電所	○:製造業者	新規制基準への適合に必要な設計の要求事項を、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。	記録等	
設計 3.3.1	当社 適合性確認対象設備に 適合する要求事項の明確 化	供給者	本店	発電所	◎	○	保守総括グループマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、技術基準規則と過去の指針等（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力施設に関する技術基準を定める省令」及び解説）と比較して追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対応設備に係る機能ごとに「非常用電源設備」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2に整理した。
設計 3.3.2	各条文の対応に 必要な適合性確認 対象設備の選定			◎	○	保守総括グループマネージャーは、様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜かなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。	・様式-2 設備リスト
設計 3.3.3 (1)			→ 基本設計方針の 作成(設計1)	◎	○	保守総括グループマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、アウトプットとして、各条文と施設における適用要否の考え方を様式-3に取りまとめた。	・様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における 適用要否の考え方 ・様式-4 施設と条文の対比一覧表 ・様式-5 工認添付書類星取表 ・様式-6 条文の設計の考え方 ・様式-7 要求事項との対比表
				→ 基本設計方針の 作成(設計1)	○	保守総括グループマネージャーは、基本設計方針の作成(設計4)として様式-4に取りまとめた。	保守総括グループマネージャーは、家用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器を家用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の条文及び条文ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして工認書類と本工事計画の関係を様式-5に取りまとめた。
					○	保守総括グループマネージャーは、設置許可基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化で明記した要求事項を様式-6に、要求事項との対比を表示した。また、各条文の設計の考え方を様式-7に取りまとめた。	保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設置変更許可申請書をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化で明記した要求事項を様式-6に、要求事項との対比を表示した。また、各条文の設計の考え方を様式-7に取りまとめた。

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
		当社	供給者	本店	発電所		業務実績又は業務計画	記録等	
							保守総括グループマネージャーは、様式-3、様式-4、様式-5、様式-6及び様式-7について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。		
							保守総括グループマネージャーは、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5及び基本設計方針として、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアワトプラットとして様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄に取りまとめた。		・様式-8基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表
							保守総括グループマネージャーは、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、(発電管理室) プラント管理グループマネージャーに必要な検討を依頼した。		
							保守総括グループマネージャーは、取りまとめた様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄についてV-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの2つの観点で確認した。		
							基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。（【1】は、本工事計画内の資料との関連）		
							1. 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。		
							・技術基準規則第4条（設計基準対象施設の地盤）、第49条（重大事故等対処施設等対処施設の地盤）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第6条（設計基準対象施設の津波による損傷の防止）、第51条（重大事故等対処施設の津波による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。		
							・技術基準規則第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「6. 自然現象への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。		
							・技術基準規則第11条（設計基準対象施設の火災による損傷の防止）、第52条（重大事故等対処施設の火災による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。		
							・技術基準規則第12条（発電用原子炉施設における溢流水による損傷の防止）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「10. 溢流水による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第13条（安全避難通路等）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第48条（設計基準対象施設の運用）、第78条（重大事故等対処施設の運用）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「16. 内燃機関の設計」で実施した。		
設計	3.3.3 (2)	○	◎	○	○	○	「原子炉冷却系統施設」参照		
設計	3.3.3 (2)	○	○	○	○	○	「原子炉冷却系統施設」 「原子炉冷却系統施設」 「原子炉冷却系統施設」 「原子炉冷却系統施設」 「原子炉冷却系統施設」 「原子炉冷却系統施設」		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所 供給者			
							(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた非常用調速装置等の非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の内燃機関の設計をV-1-10-4の「16.(1) 常設の内燃機関の設計」で実施した。	
							(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた過電流の保護遮断装置等の非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の電気設備の設計をV-1-10-4の「17.(1) 常設の電気設備の設計」で実施した。	
							保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11.健全性に係る設計」で実施した。	
	b. 各機器固有の設計							
	(a) 耐震評価						(発電管理室) 設備耐震グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。	
	(b) 強度評価						保守総括グループマネージャーは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。	
							【単線結線図】 【構造図】 【要目表】 【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【非常用電源設備の安全弁の吹出量計算書】 【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】 【強度に関する説明書】	
							(2) 常設代替高压電源装置	・設計資料(非常用電源設備)
	a. 設備仕様に係る設計						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設備変更許可申請書をインプットとして、様式-2で抽出した常設代替高压電源装置が、重大事故等が発生した場合において、その発生に必要な負荷の対象、突入電流を考慮した検討及び常設代替高压電源装置が所要負荷に対して給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計結果を設計資料に取りまとめた。	
								保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設備変更許可申請書をインプットとして、常設代替高压電源装置の系統構成を系統図で明確にしたうえで、系統を構成する機器の仕様に関する設計根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、単線結線図、設備仕様及び設定根拠を設計資料に取りまとめた。
							◎ ○ — ○	3.3.3 (2)

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ①:主担当 ②:関連		実績(○) /計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所		業務実績又は業務計画	記録等	
						<p>保守総括グループマネージャー及び(発電管理室)機械設備グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の構造、配置を確認し、その結果をアウトプットとして、機器の構造図及び配置図を設計資料に取りまとめた。</p> <p>(発電管理室)電気・制御グループマネージャー、保守総括グループマネージャー及び(発電管理室)機械設備グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、以下の常設代替高压電源装置の「多様性、独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」にて、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機からメタルクランチド開閉装置までの電源系統に対して、独立性を確保する設計となっていることを確認した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、常設代替高压電源装置は、屋外(常設代替高压電源装置置場)に設置することで、原子灰建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機との位置的分散を図ることを確認した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、常設代替高压電源装置は、非常用ディーゼル発電機海水系に期待しない空冷式のディーゼル駆動とすることで、非常用ディーゼル発電機海水系からの冷却水供給を必要とする水冷式の非常用ディーゼル発電機に対して、多様性を有する設計となっていることを確認した。</p> <p>(発電管理室)電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた非常調速装置等の常設代替高压電源装置の内燃機関の設計をV-1-10-4の「16. (1) 常設の内燃機関の設計」で実施した。</p> <p>(発電管理室)電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた過電流の保護装置等の常設代替高压電源装置の電気設備の設計をV-1-10-4の「17. (1) 常設の電気設備の設計」で実施した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多様性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)						備考	
		組織内外の部門間の相互関係 ①:主担当 ②:関連	実績(○)/計画(△)	供給者	本店	発電所	供給者	業務実績又は業務計画	
	当社							b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 (発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。	
								(b) 強度評価 保守総括グループマネージャーは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。	
								【単線結線図】【構造図】【要目表】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】【非常に発電装置の出力の決定に関する説明書】【設備別記載事項の設定根拠にに関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】	
								(3) 緊急時対策所用発電機 a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び緊急時対策所の所要負荷をインプットとして、様式-2で抽出した緊急時対策所用発電機が緊急時対策所の所要負荷に対し給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計結果を設計資料に取りまとめた。	
								(発電管理室) 警備・防災グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、緊急時対策所用発電機の系統構成を系統図で明確にしたうえで、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その後結果をアウトプットとして、単線結線図及び設備仕様を設計資料に取りまとめた。	
								(発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、機器の構造、配置を確認し、その結果をアウトプットとして、機器の構造及び配置図を設計資料に取りまとめた。	
								(発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備図書をレビューし、承認した。	
								(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、緊急時対策所用発電機の設備仕様として取りまとめた。常設の内燃機関の設計についての設計を、「16. (1) 常設の内燃機関の設計」で実施した。	
			3.3.3 (2)	○	—	○	○		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○)/計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		◎:主担当	○:関連	供給者	本店	発電所	供給者	
	当社						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、緊急時対策所用発電機の設備仕様として取りまとめた過電流の保護装置等についての設計をV-1-10-4の「17. (1) 常設の電気設備の設計」で実施した。	
							保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性」「影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。	
	b. 各機器固有の設計							
		(a) 耐震評価					(発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造による損傷防止に関する設計」で実施した。	
							(b) 強度評価	(発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造による設計」で実施した。
								【単線結線図】【要目表】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【設備別記載記事項の設定根拠】【安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】
		(4) 可搬型代替低圧電源車					・設計資料(非常用電源設備)	
		a. 設備仕様に関する設計						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、様式-2で抽出した可搬型代替低圧電源車が重大事故等時の対応に必要とされる負荷の対象、起動電流を考慮した検討及び可搬型代替低圧電源車が所要負荷に対し給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計結果を設計資料に取りまとめた。
								保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、可搬型代替低圧電源車の系統構成を系統図で明確にしたうえで、系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、単線結線図、設備仕様及び設定根拠を設計資料に取りまとめた。
								保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の構造及び配置を確認し、その結果をアウトプットとして、機器の構造及び配置図を設計資料に取りまとめた。
3.3.3 (2)	○	○	-	○				

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
		◎:主担当	○:関連	供給者	本店		業務実績又は業務計画	記録等	
	当社						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。		

保守総括グループマネージャーは、以下の可搬型代替低圧電源車の「多様性、独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」で実施した。

- ・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、可搬型代替低圧電源車を使用した代替電源系統が、可搬型代替低圧電源車からパワーセンタまでの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び常設代替高压電源装置からメタルクラッド開閉装置までの電源系統に対して、独立した設計となつていることを確認した。

- ・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型代替低圧電源車が、西側保管場所及び南側保管場所に分散して保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び屋外(常設代替高压電源装置置場)の常設代替高压電源装置と位置的分散を図る設計となつていることを確認した。

- ・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型代替低圧電源車が、非常用ディーゼル発電機海水系に期待しない空冷式のディーゼル駆動とすることを、非常用ディーゼル発電機海水系からの冷却水供給を必要とする水冷式の非常用ディーゼル発電機に対して、多様性を有する設計となつていることを確認した。

(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、可搬型代替低压電源車の設備仕様として取りまとめた非常調速装置等についての設計を、V-1-10-4 の「16. (2) 可搬型の内燃機関の設計」で実施した。

(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、可搬型代替低压電源車の設備仕様として取りまとめた過電流の保護継電装置等についての設計を V-1-10-4 の「17. (2) 可搬型の電気設備の設計」で実施した。

保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る設計「多様性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。

b. 各機器固有の設計

- (a) 耐震評価
保守総括グループマネージャーは、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係			実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店			
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、蓄素供給装置用電源車の設備仕様として取りまとめた過電流の保護装置等についての設計を V-1-10-4 の「17. (2) 可搬型の電気設備の設計」で実施した。	
						保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性」、「電影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。	
	b. 各機器固有の設計						
	(a) 耐震評価					保守総括グループマネージャーは、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。	
	(b) 強度評価					保守総括グループマネージャーは、強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。	
						【構造図】【要目表】 【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】 【強度に関する説明書】	
						2.2 電力貯蔵装置 (発電管理室) 電気・制御グループマネージャー、(発電管理室) 警備・防災グループマネージャー、保守総括グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、電力貯蔵装置を 125V 系蓄電池、中性子モニタ用蓄電池、緊急用 125V 系蓄電池、緊急時対策所用 125V 系蓄電池及び逃がし安全弁用可搬型蓄電池に分類し、電気系統及び容量等に関する設備設計を以下に示すとおり実施した。	
						(1) 125V 系蓄電池 a. 設備仕様に係る設計 保守総括グループマネージャー及び(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2 で抽出した 125V 系蓄電池が全交流動力電源喪失時から重大事故等時に對処するためには必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間に對応が必要な直流动負荷について検討、及び 125V 系蓄電池の系統構成を系統図で明確にしたうえで、系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にてまとめて、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、單線結線図、設備仕様及び設定根拠を設計資料に取りまとめた。	
3.3.3 (2)	○	○	○	—	○	・設計資料 (非常用電源設備)	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績(○) /計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考	
	当社	供給者	①:主担当	②:関連供給者		業務実績又は業務計画	記録等		
						保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の構造、配置を確認し、その結果をアウトプットとして、機器の構造及び配置図を設計資料に取りまとめた。			
						(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた過電流の保護装置等について、125V 系蓄電池の電気設備の設計をV-1-10-4 の「17. (1) 常設の電気設備の設計」で実施した。			
						保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。			
					b. 各機器固有の設計				
					a. 耐震評価				
					(発電管理室) 電気・制御グループマネージャー及び(発電管理室) 設備耐震グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止」に関する設計」で実施した。				
						【単線結線図】 【構造図】 【要目表】 【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】			
						(2) 中性子モニタ用蓄電池			
					a. 設備仕様に係る設計				
					保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び既工認をインプットとして、様式-2 で抽出した中性子モニタ用蓄電池が全交流動力電源喪失時から重大事故等時に対応が必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間に、対応が可能な直流負荷について検討、及び中性子モニタ用蓄電池の系統構成を系統図で明確にしたうえで、系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、單線結線図、設備仕様及び設定根拠を設計資料に取りまとめた。				
						保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の構造、配置を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図を設計資料に取りまとめた。			
						保守総括グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。			

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)						備考	
		組織内外の部門間の相互関係 ①:主担当 ○:関連	実績(○) 計画(△)	業務実績又は業務計画	記録等				
当社	供給者	本店	発電所	供給者					
					(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた過電流の保護装置等について、中性子モニタ用蓄電池の電気設備の設計をV-1-10-4の「17.(1) 常設の電気設備の設計」で実施した。				
					保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。				
	b. 各機器固有の設計								
	(a) 耐震評価				(発電管理室) 設備耐震グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。				
					【単線結線図】 【構造図】 【要目表】 【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】				
	(3) 緊急用125V系蓄電池				・設計資料(非常用電源設備)				
	a. 設備仕様に係る設計				保守総括グループマネージャー及び(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針として、様式一2で抽出した緊急用125V蓄電池が重大事故時の対応に必要な設備へ電力を供給する直流負荷について検討、及び緊急用125V系蓄電池の系統構成を系統図で明確にし、システムを構成する機器の仕様にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、單線結線図、設備仕様及び設定根拠を設計資料にまとめた。				
					保守総括グループマネージャーは、設備図書をインパートとして、機器の構造及び配置図を設計資料に取りまとめた。				
					保守総括グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。				
					(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、設備仕様として取りまとめた過電流の保護装置等について、緊急用125V系蓄電池の電気設備の設計をV-1-10-4の「17.(1) 常設の電気設備の設計」で実施した。				
					保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。				
設計	3.3.3 (2)	○	○	○	○				

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○)/計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考	
		○:主担当	○:関連	当社	供給者	本店	発電所	供給者	
									業務実績又は業務計画
									設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】 【強度に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】
									(5) 逃がし安全弁用可搬型蓄電池
									a. 設備仕様による設計 保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び逃し安全弁用電磁弁の所要負荷をインバットとして、機式-2で抽出した逃がし安全弁用可搬型蓄電池の系統構成を系統図で明確にしたうえで、逃がし安全弁用可搬型蓄電池の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、その結果をアワトブットとして。単線結線図、設定根拠を設計資料に取りまとめた。
									保守総括グループマネージャー及び(発電管理室)電気・制御グループマネージャーは、設備図書及び設定根拠をインバットとして、設備が設定根拠を満たす機能を有すること、機器の構造及び配置を確認し、その結果をアワトブットとして、機器の構造図、設備仕様及び配置図設計資料に取りまとめた。
									b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。
									【单線結線図】【構造図】【要目表】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】
設計	3.3.3 (2)	○	—	○	—	○	—	○	2.3 無停電電源装置 保守総括グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー及び(発電管理室)電気・制御グループマネージャーは、無停電電源装置を非常用無停電電源装置、緊急用無停電電源装置及び可搬型整流器に分類し、電源系統及び容量に関する設備設計を以下のとおり実施した。
設計	3.3.3 (2)	○	—	○	—	○	—	○	(1) 非常用無停電電源装置 a. 設備仕様による設計 保守総括グループマネージャー、電気・制御グループマネージャー及び(発電管理室)電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び既工

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所 供給者			
	b. 各機器固有の設計						保守総括グループマネージャーは、緊急用無停電源装置に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性及び独立性並びに位置の分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。	
	(a) 耐震評価						（発電管理室）電気・制御グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。	
							【单線結線図】【構造図】【要目表】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】	
							（3）可搬型整流器 a. 設備仕様に係る設計 保守総括グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、可搬型整流器を使用した直流電源の系統構成を系統図で明確にしたうえで、系統を構成する機器の仕様にまとめて、設備が設定根拠にまとめた。設備を設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、単線結線図、設備仕様及び設定根拠を設計資料に取りまとめた。	・設計資料（非常用電源設備）
							保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の構造、配置を確認し、その結果をアウトプットとして、機器の配置図及び構造図を設計資料に取りまとめた。	・保守総括グループマネージャーは、以下に可搬型整流器の「多様性、独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置の分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」で実施した。
							保守総括グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。	・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、可搬型整流器を使用した代替電源系統は、可搬型代替低圧電源車から直流125V主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流125V主母線盤までの電源系統に対して、独立した設計となつてることを確認した。
3.3.3 (2)	○	—	—	—	—			

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係			実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)			備考
		◎:主担当	○:関連	供給者		当社	発電所	業務実績又は業務計画	
								<p>・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型整流器が、基部保管場所及び南側保管場所に分散して保管する設計となっていることを確認した。</p> <p>・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池に対して、多様性を持つ設計となっていることを確認した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	
	b. 各機器固有の設計							<p>(a) 耐震評価</p> <p>電気・制御グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	
								<p>【単線結線図】【要目表】【構造図】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】</p>	
								<p>2.4 燃料設備</p> <p>(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更可申請書をインプットとして、燃料設備を軽油貯蔵タンク、タンクローリー、可搬型設備用隆油タンク、緊急時対策用券重機燃料油貯蔵タンク、燃料移送ポンプに分類し、燃料系統及び容量に関する設備設計を以下に示すとおり実施した。</p>	
								<p>(1) 軽油貯蔵タンク</p> <p>a. 設備仕様に係る設計</p> <p>(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更可申請書をインプットとして、系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設計基準事故時及び重大事故等時の対応に必要なディーゼル発電機や重大事故等時の対応に必要な常設代替高压電源装置への燃料補給に必要な設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアワトブックとして、系統図、設備仕様及び設定根拠を資料に取りまとめた。</p>	
								<p>(発電管理室) 機械設備グループマネージャー及び保守総括グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の構造、配置を確認し、その結果をアウトブックとして、機器の構造図及び配置図を設計資料に取りまとめた。</p>	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
		◎:主担当	○:関連	供給者	本店		業務実績又は業務計画	記録等	
	当社								

保守総括グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。

(発電管理室) 電気・制御グループマネージャーは、可搬型設備用軽油タンクの設計をV-1-10-4の「16.(1) 常設の内燃機関の設計」で実施した。

保守総括グループマネージャーは、以下の可搬型設備用軽油タンクの「独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」で実施した。

・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、可搬型設備用軽油タンクが、可搬型設備用軽油タンクから各機器までの流路を有しており、軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機までの流路に対しても、独立した流路を有していることから、

・保守総括グループマネージャーは、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型設備用軽油タンクが、西側保管場所及び南側保管場所に設置することで原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機と、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。

保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。

b. 各機器固有の設計

(a) 耐震評価

(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。

(b) 強度評価

(発電管理室) 機械設備グループマネージャーは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。

【燃料系統図】 【要目表】 【非常用電源設備に係る機器の配置】を明示した図面及び系統図】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【安全設備及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】 【強度に関する説明書】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
		当社	供給者	本店	発電所		業務実績又は業務計画	記録等	
							<p>a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書、設置変更許可申請書、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクの非常用電源設備に必要な燃料容量をインプットとして、様式-2で抽出した緊急時対策所用発電機燃料貯蔵タンクからの補給系統構成を系統図で明確にしたうえで、重大事故等時の対応に必要な機器への燃料補給に必要な設備が設定限拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、燃料系統図及び設備仕様を設計資料に取りまとめた。</p> <p>(発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、設備図書をインプットとして、機器の配置図及び構造図を設計資料に取りまとめた。</p> <p>(発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、以下の可搬型設備用軽油タンクの「多重性」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」で実施した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクが、外部からの支援がなくとも、1個で緊急時対策所用発電機の7日分の車両運転に必要なタンク容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を有する設計となっていることを確認した。</p> <p>保守総括グループマネージャーは、非常用電源設備に必要な設備設計のうち健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p> <p>b. 各機器固有の設計</p> <p>(a) 耐震評価 (発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p> <p>(b) 強度評価 (発電管理室) 警備・防災グループマネージャーは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)						備考
		組織内外の部門間の相互関係 ○:主担当 ○:関連	実績(O) /計画(△)	業務実績又は業務計画	業務実績又は業務計画			
	当社	供給者	本店	発電所	供給者	【要目表】【非常に電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】		
						(5) 燃料移送ポンプ	・設計資料 (非常用電源設備)	
	a. 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 機械設備グルーピングマネージャー、(発電管理室) 警備・防災グループマネージャー及び保守総括グルーピングマネージャーは、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、様式-2で抽出した非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから設置高压電源装置燃料移送ポンプ及び緊急時対策所用発電機給油ボンブから燃料供給系統構成を系統図で明確にしたうえで、系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、非常用ディーゼル発電機、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機、常設代替高压電源装置及び緊急時対策所用発電機への燃料補給に必要な設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、燃料系統図、設備仕様及び設定根拠を設計資料に取りまとめた。							
	○	○	一	○		○	○	○
3.3.3 (2)	○	○	一	○		○	○	○
設計								

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○) 計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所			

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー	組織内外の部門間の相互関係				実績(○)/計画(△)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
		◎:主担当	○:関連	供給者	本店			
	当社							

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ○:主担当 ○:関連 △:供給者	実績(○)/計画(△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考	
	当社	供給者			業務実績又は業務計画	記録等		
3.3.3 (3) 設計	→ 設計のアウトプットに対する検証	○	○	○	【単線結線図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】 【耐震性に関する説明書】	・設計資料(非常用電源設備)		
3.3.3 (4) 設計	→ 工事計画認可申請書の作成	○	○	○	設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針」の作成(設計1)及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について、原設計者以外の者に検証を実施させ、承認した。	・工事計画認可申請書案		
3.3.3 (5) 設計	→ 工事計画認可申請書の承認	○	○	○	設計を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.3.3(4) 工事計画認可申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計2)をもとに工事計画として整理することにより本工事計画認可申請書案を作成した。	・工事計画認可申請書案		
工事及び検査	→ 工事計画認可申請書の承認	○	○	○	V-1-10-1の「3.3.3(3) 設計のアクトブッシュに対する検証」及びV-1-10-1の「3.3.3(4) 原子炉施設保安運営委員会議事録」 d. 工事計画認可申請書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、保守燃括グループマネージャーは、設計を主管するグループのマネージャーが作成した資料を取りまとめ、V-1-10-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子炉施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。 また、工事計画認可申請書の提出手続きを主管する(発電管理室)プラント管理グループマネージャーは、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きのため、発電管理室長の承認を得た。	・原子炉施設保安運営委員会議事録		
工事及び検査	△	○	○	△	工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」に基づき、本工事計画を実現するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。 工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。	・様式-8基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表		
工事及び検査	△	○	○	△	工事を主管するグループのマネージャーは、本工事計画申請時点で継続中の工事及び適合性確認検査の計画検討時に、追加工事が必要となつた場合、V-1-10-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。 調達に当たつては、V-1-10-1の「3.5.3(1) 調達文書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「調達文書」へ明記し、供給者への情報伝達を確実に行う。	・調達文書 ・検査計画		

各段階	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)				備考
	組織内外の部門間の相互関係 ①:主担当 ②:関連供給者	実績(○) 計画(△)	業務実績又は業務計画	記録等	
	当社 → 適合性確認検査の計画	供給者 本店 発電所 供給者	検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1 の「3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事計画の対象設備が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事計画に適合していることを確認するための適合性確認検査を計画する。 検査を主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査の計画に当たってV-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。	検査の取りまとめを主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。	
			検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1 の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性確認検査を実施するため、V-1-10-1 の「[3.4.5(1)] 適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、主任技術者の確認及び品質保証責任者の審査を経て制定する。	・検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合管理、検査手順、検査工程、検査概要、検査用計器一覧、検査成績書の事項	
			△ → 適合性確認検査の実施	工事又は検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1 の「[3.6.2] 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象設備を識別する。 △ 検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1 の「[3.4.5(3)] 適合性確認検査の体制」に基づき、適合性確認検査の体制を構成する。	
工事及び検査	3.4.5 3.6.2	— — ②	検査員は、V-1-10-1 の「[3.4.5(4)] 適合性確認検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。	報告を受けた検査実施責任者は、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認したのち、検査を主管するグループのマネージャー及び主任技術者に報告する。	▲ : 必要に応じ実施する。

樣式-9

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）